

職員の一部金削減 民間労働者に否定的影響

「独自調査も実施せず、国に追随」大内久美子県議が反対討論

5月29日、臨時県議会が開かれ、県職員の夏期一時金の減額を自民、民主、公明の賛成で可決しました。日本共産党は反対しました。大内久美子県議の反対討論は次の通りです。

◇

日本共産党の大内久美子です。通告した議案に反対討論を行います。

議81号は職員の給与改定条例です。夏季一時金を0.2ヶ月分減額し、一般行政職で約88,000円にのぼります。

公務員の特別給は、毎年5月から実施される職種別民間給与実態調査において、前年の8月から、その年の7月までの1年間に民間企業で支払われた一時金の実施を正確に把握し、官民較差を算出した上で決めてきました。

今年6月の夏季一時金は、既に昨年的人事院勧告で決まっていたところ、ところが人事院は、突然4月に調査し、夏季一時金削減の勧告を5月1日に出しました。今までのルールを一方的に踏みにじるものであり、認めることはできません。

調査のずさんさという点でも問題があります。対象企業は、従来の5分の1で、対面調査も行われていません。しかも、民間企業で一時金の労使交渉が妥結した企業は1割にすぎません。人事院自ら「データ確保の精確性等の不確定要素がある」と認めるように、勧告制が持つ精確性を損なうことは明らかです。

●総務省通知で市町村を強要

しかも、本県は、総務省の通知を5月8日に受け、同日に同文の「国の取扱いを基本として」「支給基準日を踏まえれば、速やかに対応する必要がある」と、各市町村長に

総務部長が通知を出しました。

独自の調査も行わず、即刻、国に従い、市町村にも事実上、強要する姿勢は、地方分権の流れと地方自治の主旨に逆行するものです。11県は給与改定勧告そのものを見送りました。

一時金の削減が社会的に与える影響は重大です。県の公務員33,000人、市町村は25,000人です。

夏季一時金が決まっていない9割近くの民間労働者の賃金にも否定的な影響を与えるものです。

今、深刻な景気悪化の中で、外需頼みから内需主導の経済対策に切り換えるために、家計を応援することが求められています。政府は景気回復として、内需拡大の補正予算を出したといいながら、内需を冷やす一時金削減の前倒しでは道理はありません。

消費低迷と景気悪化の悪循環を加速させることにしかりません。

なぜこんな急いだのでしょうか。政府与党が、人事院に圧力をかけ、人事院が労働基本権はく奪の代償機関としての中立公平な第三者機関の立場を投げ捨ててしまったことによるものです。よって、同意できません。

●大資産家優遇税制を3年延長

報告2号は、県税条例の一部改定で、個人県民税の上場株式等の配当及び譲渡所得利子税率を5%から3%に、2011年まで3年間延長するものです。すでに2005年から2007年まで、本県では80億円も減額されております。大資産家優遇の不公平税制には反対です。

以上で討論をおわります。

山中たい子県議が質疑

●人事委員会の役割と勧告内容について

山中県議 人事委員会勧告は、急速な景気悪化で民間企業の夏季一時金が減少しており、社会情勢に適応させるため、人事院勧告に準じた特例措置を講じたとしている。ところが、人事院が実施した4月の特別調査は、対象事業所数が従来の1万社の5分の1の2,700社。そのうち夏季一時金の決定は340社で13.5%、従業員数で19.7%である。

本県職員の特別給は、前年の8月からその年の7月までの1年間に民間事業所で支払われた特別給の実態を把握し、年間の支給月数を調整することが基本である。これが人事委員会の役割と職員の給与改定ルールを定めたものとされている。本年も5月1日から6月18日まで職種別民間給与実態調査を実施している。この結果を踏まえ、秋には凍結分を含め必要な措置が勧告されることになっている。11県は、未定の民間が多いことや給与減額措置をすでに実施していることを理由に、給与改定の勧告そのものを見送っている。

勧告はこれまでの給与改定ルールを一方的に変更するものではないか。勧告にあたって独自の調査は行ったのか。県内中小企業の夏季一時金決定に及ぼす影響についてお答え下さい。

人事委員会委員長(代理) 5月15日の勧告は、景気悪化のなか、社会一般の常識に適応させる必要性から判断した。県独自の調査を実施しても国と同じ結果が想定されることから実施しなかった。民間への影響は当委員会は把握する立場にない。

●給与削減とその影響について

山中県議 給与削減とその影響について知事に質問する。本県は、すでに本年3月までの2年間、独自に給与削減を実施し、その総額は210億円に上る。管理職は平成12年4月以降、給与・手当の削減が本年度も継続されている。勧告は、県独自の給与削減を考慮していないが、知事として二重の減額を行うことになる。

特別給の減額対象人数とその額についてお答え下さい。

全市町村にたいし、5月8日、総務部長名で国の取り扱いを基本にした速やかな対応を通知した。県内全市町村で県と同様の措置がとられた場合、対象人数と減額される総額についてお答え下さい。

経済危機の打開に地域をあげて取り組んでいるときである。勧告の実施が県職員とその家族はもとより、中小民間企業や地域経済など県内全体に与える影響についてうかがいたい。

知事 影響額は県職員33,000人で30億円、市町村職員25,000人余で19億円と見込まれる。